

豊山町第8次豊山町高齢者福祉計画・第7次介護保険事業計画の策定について

（１）高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定し、3年に1度、市町村ごとに見直しを行います。

（２）次期計画の策定について

現行の「第7次豊山町高齢者福祉計画・第6次介護保険事業計画」の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間であり、今年度が計画期間の終了年度となります。

今年度、計画期間の終了に伴い、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「第8次豊山町高齢者福祉計画・第7次介護保険事業計画」を策定する必要があります。

次期計画の策定にあたり、今年度の審議会では、計画内容の見直しや介護保険料の改定などについて審議いただきます。

（３）コンサルティング業者について

計画の策定を円滑に実施するため、平成29年6月に国立大学法人名古屋大学と委託契約を締結しました。委託業者には、アンケート発送、集計分析、計画書作成等を依頼しています。

（４）今後の予定について

平成29年12月	●第2回審議会の開催 国・県の高齢者福祉施策の動向やアンケート結果等を踏まえた計画案をお示しします。
平成29年1月	●パブリックコメントの実施（広報紙・ホームページ） 第2回審議会で審議した計画案を基に、町民から意見を募集します。 ●第3回審議会の開催 パブリックコメントの結果報告と平成29年度から平成32年度までの3年間の介護保険料の決定を行います。
平成29年3月	●第4回審議会の開催 最終的な計画書を決定します。